明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務二六四）　一
○原戸籍の一部が滅失した件（法務二一三）　六
○ヌアディブ漁港拡張整備計画のための贈与に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一九六）　八
○保安林の指定をする件（農林水産一八四七～一八七九）　九
○保安林の指定を解除する件（同一八八〇）　九
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一八八一～一八九二）　九
○工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件（経済産業一五〇）　一〇
○高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（同一五一）　一〇
○水路測量の実施に関する件（海上保安庁一二四）　一〇

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省　財務省

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

事務所の廃止（海上保安庁）　一〇
事務所の設置（同）　一〇
事務所の名称変更（同）　一〇
労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇
中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について（同）　一〇
国家試験

平成二十五年度マンション管理士試験実施公告（国土交通省）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、土地家屋調査士懲戒処分関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分関係

会社その他

告示

○総務省告示第二百六十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年六月七日

総務大臣　新藤　義孝

一　名称　平成二十五年度日米共同方面隊指揮所演習（米国）参加部隊

二　国外派遣期間　平成二十五年六月九日から平成二十五年六月三十日まで

三　派遣人数（概数）　百四十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ハワイ州

○法務省告示第二百十三号

奈良市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十五年六月七日

法務大臣　谷垣　禎一

奈良市東向中町十六番地　中澤　武夫

○外務省告示第百九十六号

平成二十五年五月二十六日にヌアクショットで、ヌアディブ漁港拡張整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモーリタニア・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ヌアディブ漁港拡張整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額の限度額　十一億千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　東博史在モーリタニア大使

モーリタニア側　シディ・ウルド・ターハ経済・開発大臣

平成二十五年六月七日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千八百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字横田字奥新田一五五の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字惣地字大谷六四五の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正